

桂川町保育所(園)入所に係る利用調整基準指数表

令和6年8月1日

大分類	中分類	小分類	指数	
保育必要事由	就労	月150時間以上就労	10	
		月120時間以上150時間未満就労	9	
		月90時間以上120時間未満就労	7	
		月48時間以上90時間未満就労	6	
	妊娠・出産	常時安静・緊急を要する場合(診断書必要)	10	
		その他の場合(産前8週・産後8週)	6	
	疾病・障がい	疾病:入院、常時病臥または安静を要し保育が日常的に困難	10	
		疾病:自宅療養(入院等以外の場合で保育が困難)	6	
		障がい:保育が日常的に困難と認められる	10	
		障がい:保育が生活上、一部困難	9	
	介護・看護	介護・看護・付添:常時看護を要する	6	
	災害復旧	災害復旧のため保育が必要な場合	10	
	求職活動	居宅外での求職活動を常態としている場合	2	
		居宅外での求職活動を常態としている場合の継続児童	6	
就学	就学	8		
育児休業	育休中(延長含む) (育休制度がなくやむなく退職した場合、産後8週を超え、1歳の誕生日の属する月の末日まで)	10		
優先利用事由	ひとり親家庭		11	
	生活保護世帯(就労支援プログラム等に参加している場合)		8	
	生計中心者の失業(自己の責めに帰すべき理由によらない離職の場合)		8	
	虐待・DV等(児童福祉法に規定する通知、又は公的機関から同様の通知があった場合)		20	
	育児休業明け		5	
	きょうだい同時利用	継続入所児童		20
		継続入所児童の弟妹		20
		きょうだい同時申込		1
	小規模保育園等卒園児童		20	
	町内の保育施設勤務者の子		10	